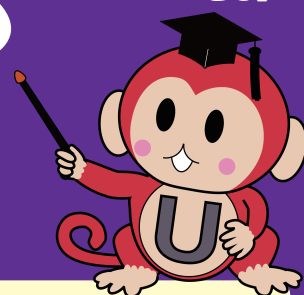


知っておきたい

すべての子どもの可能性を広げるために

「通級による指導」



通級による指導は小・中・高等学校の通常の学級に在籍している障害のある児童生徒が、大部分の授業を通常の学級で受けながら、一部の授業について障害に応じた特別の指導（主に自立活動）を、特別な指導の場（通級指導教室）で受ける指導形態のことです。

通級による指導では障害のある子どもの自立と社会参加に向けて、次のような指導を行います。

感覚過敏等のある子が様々な感触のものに触れたり、いろいろな場面を経験したりすることで、自分の苦手なものを知り、対応の仕方を学ぶ。

不安や緊張が高い子が、学校行事の前に見通しを確認することで、自信を持って活動できるようにする。

ストレスがたまると黙って教室を出て行く子が、自分のストレスの状態を把握する方法や意思表示の方法を学ぶ。

読むことに苦手さのある子が、読みやすいように定規をあてて読む練習など自分にあった方法を学ぶ。

提出物が締め切りより遅れがちな子が、スケジュール管理の仕方を学ぶ。

生活の中で困ったことを記録しておき、解決に向けて支援を受けることを学ぶ。

この他にも、ソーシャルスキルやコミュニケーションスキルの指導、認知特性に応じた視覚認知トレーニングや聞くトレーニング、自己理解に関する指導などの様々な内容が考えられます。

通常の学級と連携しながら学校全体で取組を進めることが重要です。



裏面では「どんな子どもに実施するの?」「どの時間を使って実施するの?」など、通級の指導に関するいくつかの疑問にお答えします





通級による指導はどんな児童生徒に実施しますか。

通級による指導は言語障害、自閉症・情緒障害、弱視、難聴、LD、ADHD、肢体不自由、病弱及び身体虚弱の児童生徒のうち、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度の児童生徒を対象に行うこととなっています。そのうち、高知県内では言語障害（ことばの教室）とLD、ADHD対象の通級による指導を実施しています。また、2019年度からは病弱及び身体虚弱を対象とした通級による指導が実施されます。

LD、ADHDに関する通級による指導は、例えば次のような児童生徒が対象になると考えられます。

- 聞く、話す、読む、書く、計算するなどのうち特定のことが極端に苦手な児童生徒
- 他者と社会的な関係を形成することが苦手な児童生徒
- 心理的な要因で情緒が不安定になりがちな児童生徒
- 不注意による間違いが多く、自己の感情や欲求をコントロールすることが苦手な児童生徒



通級による指導はどの時間に実施するのですか。

通級による指導は、通常の学級における教科等の授業時間の一部を充てて実施します。その他に放課後や長期休業中に行う場合もあります。

通級による指導を実施する際は、学校や学級では特定の教科の学習に遅れが生じないように、実施する時数を必要最小限にするほかに、指導を受ける時間の選び方や家庭学習の内容等の工夫が必要になります。

高等学校で通級の指導を実施する際は、通級による指導により単位認定を受け、卒業に必要な単位数に含めることが可能です。



特別な指導の内容はどのように決めるのですか。

通級による指導における特別な指導は、特別支援学校小学部・中学部（高等部）学習指導要領に規定された「自立活動」の目標や内容を参考に学習内容を設定します。特に必要のある場合は各教科の内容を取り扱いながら指導を行うこともできますが、その際も障害による学習上の困難さを改善、克服するための指導として内容を考えることが必要であり、単なる教科の遅れを補充するための指導ではないことをふまえておくことが必要です。

特別な指導は個別の教育支援計画及び個別の指導計画にもとづいて行うことが必要です。通級による指導を実施する児童生徒に対する個別の教育支援計画の作成は学校教育法施行規則と学習指導要領において、個別の指導計画の作成は学習指導要領において、義務付けられています。



自校では通級による指導を実施していないのですが・・・

通級による指導は自校で指導を受ける「自校通級」の他に、他の学校で指導を受ける「他校通級」、通級による指導の担当教師が各学校に赴き指導を行う「巡回による指導」の実施が可能です。近隣に通級による指導を実施している学校がある場合、「他校通級」「巡回による指導」の実施が可能かどうか、自校の校長と確認してください。

通級による指導を受けることが難しい場合には、必要な指導や支援を校内支援会で検討し、通常の学級を中心に組織的に実施していくことになります。通級による指導の実施の有無に関わらず、必要な指導・支援を可能な限り行うことが大事です。

その他、通級による指導の詳細については文部科学省編著『障害に応じた通級による指導の手引●解説とQ&A●』をご覧ください。

このリーフレットに関するお問い合わせ先

高知県教育委員会事務局 特別支援教育課

〒780-0850 高知市丸ノ内1丁目7番52号 ☎(088) 821-4741 FAX (088) 821-4547

